

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	一部改正条例（ ）による改正後																
<p>（利用時間）</p> <p>第2条 集会所（前条第1号及び第3号に掲げる集会所に限る。以下この条から第14条までにおいて同じ。）の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（前条第1号に掲げる集会所にあっては第15条の規定により業務を行わせる者を、<u>同条第3号</u>に掲げる集会所にあっては墨田区コミュニティ会館条例（平成6年墨田区条例第33号）第11条の規定により業務を行わせる者をいう。次条から第11条まで及び別表第1において同じ。）が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、前項の利用時間を変更することができる。</p> <p>（準用）</p> <p>第24条 第2条から第5条まで、第6条第1項及び第2項並びに第7条から第14条までの規定は、第1条第2号に掲げる集会所について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 集会所（前条第1号及び第3号<u>ウ</u>に掲げる集会所に限る。以下この条から第14条までにおいて同じ。）の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（前条第1号に掲げる集会所にあっては第15条の規定により業務を行わせる者を、<u>同条第3号ウ</u>に掲げる集会所にあっては墨田区コミュニティ会館条例（平成6年墨田区条例第33号）第11条の規定により業務を行わせる者をいう。次条から第11条まで及び別表第1において同じ。）が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、前項の利用時間を変更することができる。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第24条 第2条から第5条まで、第6条第1項及び第2項並びに第7条から第14条までの規定は、第1条第2号<u>並びに第3号ア及びイ</u>に掲げる集会所について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="220 1429 347 1489">第2条の見出し</td> <td data-bbox="347 1429 778 1489">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 1489 347 1624">第2条第1項</td> <td data-bbox="347 1489 778 1624">集会所（前条第1号及び第3号に掲げる集会所に限る。以下この条から第14条までにおいて同じ。）の利用時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 1624 347 1960">第2条第2項</td> <td data-bbox="347 1624 778 1960">指定管理者（前条第1号に掲げる集会所にあっては第15条の規定により業務を行わせる者を、<u>同条第3号</u>に掲げる集会所にあっては墨田区コミュニティ会館条例（平成6年墨田区条例第33号）第11条の規定により業務を行わせる者をいう。次条から第11条まで及び別表第1において同じ。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 1960 347 2016">第3条～第14条</td> <td data-bbox="347 1960 778 2016">〔略〕</td> </tr> </table>	第2条の見出し	〔略〕	第2条第1項	集会所（前条第1号及び第3号に掲げる集会所に限る。以下この条から第14条までにおいて同じ。）の利用時間	第2条第2項	指定管理者（前条第1号に掲げる集会所にあっては第15条の規定により業務を行わせる者を、 <u>同条第3号</u> に掲げる集会所にあっては墨田区コミュニティ会館条例（平成6年墨田区条例第33号）第11条の規定により業務を行わせる者をいう。次条から第11条まで及び別表第1において同じ。）	第3条～第14条	〔略〕	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="842 1429 970 1489">第2条の見出し</td> <td data-bbox="970 1429 1401 1489">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 1489 970 1624">第2条第1項</td> <td data-bbox="970 1489 1401 1624">集会所（前条第1号及び第3号<u>ウ</u>に掲げる集会所に限る。以下この条から第14条までにおいて同じ。）の利用時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 1624 970 1960">第2条第2項</td> <td data-bbox="970 1624 1401 1960">指定管理者（前条第1号に掲げる集会所にあっては第15条の規定により業務を行わせる者を、<u>同条第3号ウ</u>に掲げる集会所にあっては墨田区コミュニティ会館条例（平成6年墨田区条例第33号）第11条の規定により業務を行わせる者をいう。次条から第11条まで及び別表第1において同じ。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 1960 970 2016">第3条～第14条</td> <td data-bbox="970 1960 1401 2016">〔略〕</td> </tr> </table>	第2条の見出し	〔略〕	第2条第1項	集会所（前条第1号及び第3号 <u>ウ</u> に掲げる集会所に限る。以下この条から第14条までにおいて同じ。）の利用時間	第2条第2項	指定管理者（前条第1号に掲げる集会所にあっては第15条の規定により業務を行わせる者を、 <u>同条第3号ウ</u> に掲げる集会所にあっては墨田区コミュニティ会館条例（平成6年墨田区条例第33号）第11条の規定により業務を行わせる者をいう。次条から第11条まで及び別表第1において同じ。）	第3条～第14条	〔略〕
第2条の見出し	〔略〕																
第2条第1項	集会所（前条第1号及び第3号に掲げる集会所に限る。以下この条から第14条までにおいて同じ。）の利用時間																
第2条第2項	指定管理者（前条第1号に掲げる集会所にあっては第15条の規定により業務を行わせる者を、 <u>同条第3号</u> に掲げる集会所にあっては墨田区コミュニティ会館条例（平成6年墨田区条例第33号）第11条の規定により業務を行わせる者をいう。次条から第11条まで及び別表第1において同じ。）																
第3条～第14条	〔略〕																
第2条の見出し	〔略〕																
第2条第1項	集会所（前条第1号及び第3号 <u>ウ</u> に掲げる集会所に限る。以下この条から第14条までにおいて同じ。）の利用時間																
第2条第2項	指定管理者（前条第1号に掲げる集会所にあっては第15条の規定により業務を行わせる者を、 <u>同条第3号ウ</u> に掲げる集会所にあっては墨田区コミュニティ会館条例（平成6年墨田区条例第33号）第11条の規定により業務を行わせる者をいう。次条から第11条まで及び別表第1において同じ。）																
第3条～第14条	〔略〕																

別表第 1

1 貸切りの場合

区分 名称	利用料金（1室につき）		
	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
立川集会所～ 太平四丁目集 会所	〔略〕		
東駒形集会所	2,400円	3,100円	3,100円
梅若橋集会所	2,400円	3,100円	3,100円
横川集会所	〔略〕		

付記

1・2 〔略〕

2 貸切りでない場合

〔略〕

別表第 2

区分 名称	使用料（1室につき）		
	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
東あずま公園 集会所	〔略〕		
〔削除〕			
〔削除〕			

付記

1・2 〔略〕

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例（平成26年
墨田区条例第12号。平成27年4月1日施行）

別表第 1

1 貸切りの場合

区分 名称	利用料金（1室につき）		
	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
立川集会所～ 太平四丁目集 会所	〔略〕		
〔新設〕			
〔新設〕			
横川集会所	〔略〕		

付記

1・2 〔略〕

2 貸切りでない場合

〔略〕

別表第 2

区分 名称	使用料（1室につき）		
	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
東あずま公園 集会所	〔略〕		
東駒形集会所	2,400円	3,100円	3,100円
梅若橋集会所	2,400円	3,100円	3,100円

付記

1・2 〔略〕